

### 電子納税の新たな納付手段

## 国税の「ダイレクト納付」をご利用ください

21年9月から電子納税の新たな納付手段として、国税の「ダイレクト納付」が開始されました。

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届け出等をしておけば、e-Tax（インターネット）を利用して電子申告等の送信をした後に、届け出をした預貯金口座から、ワンクリックで納付手続きが行える新たな納付手段です。

### 利用可能税目

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税および地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象になります。

利用に当たっての注意事項

### 注意 事項

①ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続きが必要となるほか、ダイレクト納付

②インターネットバンキングの契約が不要です

③即時または期日を指定して納付することができます

④税務署や金融機関に向くことなく、自宅やオフィス等から納付が可能です

⑤税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます

※納税者本人の納税用確認

利用届出書を提出する必要があります

②利用可能金融機関は、国税庁ホームページでご確認ください

③ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1カ月ほどかかります

④ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください

※納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残額をご確認ください

◆国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

### 救急車の適正利用・民間救急のご利用

#### ご協力をお願いします

救急車の出場件数は増加傾向にあり、中には緊急性の低いものも少なくありません。市消防本部では、休日・夜間の医療情報の案内471・0119を行うとともに、東京民間救急コールセンターへ問い合わせや相談等いただきます。民間救急に関する問い合わせは、ナビダイヤル0570・039・099（PHS等、ナビダイヤルが使用できない場合は03・3262・0039）へ。

緊急病気やケガをした場合に、「救急車を呼んだ方が良

いのか」「今すぐ病院に行つたほうが良いのか」等、迷った際の相談窓口として「東京消防庁救急相談センター（#7119、ダイヤル回線からは042・521・2323〈多摩地区〉）を開設しています。同相談センターでは、これらの相談に対して相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が24時間年中無休で対応しています。

救急車の適正利用に、ご協力をお願いします。

詳しくは市消防本部471・0119へ。

## 夜間・休日納税相談窓口を開設します

市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありますか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。介護保険料、保育園保育料、児童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。

【注意】納税証明の発行は

●夜間納税相談窓口  
【日時】10月21日（水）22日（木）のいずれも午後8時から

●休日納税相談窓口  
【日時】10月24日（土）25日（日）のいずれも午前9時から午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）  
詳しくは同課470・7730へ。

## 東久留米市長選挙

【告示日】12月13日（日）

【投票日】12月20日（日）

詳細は、今後の広報紙等でお知らせします。

### 立候補する予定の方へ説明会を開催します

選挙管理委員会では、東久留米市長選挙の立候補予定者への説明会を、11月13日（金）午後2時から市役所7階701会議室で開催します。立候補予定者と関係者は、必ずご出席ください。当日は筆記用具と認め印（立候補関係書類受領者のもの）を持参してください。また、説明会受け付け表には、次の項目を記載していただきますので、あらかじめご確認ください。

【記載項目】立候補予定者の①氏名（ふりがな）②住所③本籍④生年月日⑤党派⑥職業⑦電話番号⑧選挙管理委員会から連絡する場合の連絡先（担当者氏名・住所・電話番号）。

詳しくは同委員会事務局（内線4714~4716）へ。

### 市税等の納付にご協力ください

11月2日（月）は、市・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課470・7729へ。

## 出産育児一時金

### 支給額と支払い方法が変更になります

10月1日以降に出生される国民健康保険の被保険者の方の出産育児一時金の支給額と支払い方法が次の通り変更となります。

●支給額  
4万円引き上げ、原則42万円となります。

●直接支払制度が実施されます  
かかった出産費用に出生育児一時金を充てることができるように、原則として国民健康保険から出産育児一時金が病院等に直接支払われる仕組みに変わります。今後は42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

詳しくは保険年金課国民健康保険係470・7733へ。

## 「女性の権利ホットライン」強化週間

11月15日（日）～21日（土）

「女性の権利ホットライン」は、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった、女性をめぐる様々な権利問題の相談を受け付ける専用電話相談窓口

11月15日（日）～21日（土）

です。開設期間中は、通常は平日午前8時半～午後5時15分の受け付け時間を延長し、土曜・日曜日にも開設します。相談は、全国の法務局・地方自治体において、女性の権利問題に詳しい法務局職員ま



### 「前納制度」をご利用ください

国民年金には、月々の保険料をまとめて払いすることにより、保険料が割引になる前納割引制度があります。例えば、10月分から来年3月分までを前納すると、月々納めるより、710円の割引となり、半年分の保険料額8万7960円が8万7250円になります。

10月分から来年3月分まで前納する場合は、その差額分を国民健康保険に請求することができます。

※出産育児一時金が国民健康保険から病院等に直接支払われることを望まない方は、出産後に国民健康保険から受け取る従来の方法を利用することもできます。

詳しくは保険年金課国民健康保険係470・7733へ。



での前納を希望する場合は、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で、納付案内書に添付していただく。なお、納付期限は今年度は11月2日（日）となりますので、ご注意ください。

また、任意の月分から年度末までの分を前納することができ、専用の納付書の請求が必要となります。

前納割引制度や国民年金保険料についての問い合わせと納付書の請求は武蔵野社会保険事務所042・56・1411へ。

国民年金、厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税が課税されます。

社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっていて、年金額が65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上である場合に所得税を源泉徴収しています。

源泉徴収の対象となる方には、10月下旬に社会保険業務センターから「扶養親族等申告書」が送付されます。この扶養親族等申告書は、平成22年の年金にかかる所得税を計算するためのものです。

扶養親族等申告書を提出することで公的年金等控除基礎控除、扶養控除等の各種控除が受けられますが、提出がない場合は、提出した場合に比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、必ず提出してください。

扶養親族等申告書に関して、詳しくはねんきんダイヤル0570・05・1165（IP電話・PHSからは03・6700・1165）または武蔵野社会保険事務所042・56・1411へ。

### 教育委員が再任されました

9月の市議会定例会において、現教育委員の井上敏博氏

と矢部晶代氏が再任されました。井上委員の任期は21年10月1日～25年9月30日、矢部委員の任期は21年10月12日～25年10月11日です。

詳しくは教育部総務課庶務係470・7775へ

### 10月1日付市人事異動

市では、10月1日付課長級3人および係長・係員の異動を行いました。課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職）。

【課長級】企画調整課長（企画調整課長兼主査事務取扱 佐々木弘治）企画調整課長（企画調整課長兼主査事務取扱 政改革担当課長兼主査事務取扱（企画調整課長） 山下一美）

【係長級】東洋治（教育部主幹（生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長） 山下一美）

詳しくは職員課470・7716へ。

## 税理士会の無料税金相談会

東京税理士会東村山支部

【日時】10月31日（土）11月1日（日）のいずれも午前10時～午後4時

【会場】イトーヨーカドー東久留米店1階市役所側出入口付近

詳しくは東京税理士会東村山支部042・394・7038へ。